



滝川公共職業安定所発表  
令和8年1月20日(火)

担当

滝川公共職業安定所  
所長 小林 敬真  
就職促進指導官 井上 光子  
電話 0125(22)3416(内線55)

## 令和7年 障害者雇用状況の集計結果

(令和7年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者、精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について、公共職業安定所(ハローワーク)への報告を求めています。

厚生労働省北海道労働局では、先日(令和7年12月22日)、北海道における障害者の雇用状況の結果について発表したところですが、滝川公共職業安定所(ハローワーク滝川)管内分の令和7年6月1日現在における集計結果は以下のとおりでした。

### I 概要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合			法定雇用率達成機関・企業の数
		滝川	北海道	全国	滝川	北海道	全国	
民間企業	% 2.5	% 4.07	% 2.57	% 2.41	% 57.4	% 49.2	% 46.0	企業 62/108
地方公共団体	市町村長部局等 ※1	2.8	2.03	2.60	2.80	61.1	59.9	71.2 機関 11/18
	都道府県の教育委員会等 ※2	2.7	3.48	2.54	2.31	100.0	50.0	42.6 機関 1/1

※1 都道府県知事部局、都道府県機関(企業局、議会事務局及び警察等)、市町村長部局及び下記※2以外の市町村の教育委員会が該当。

※2 都道府県の教育委員会、及び、市町村の教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等教育学校の教職員の任命権者であるものが該当。

## ◎ 集計結果のポイント

### 【民間企業(40.0 人以上規模の企業)】(法定雇用率 2.5%)

- 集計企業数は **108 社** (対前年比 5.9% (6 社) 増)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は、**11,560.5 人** (対前年比 4.7% (516.0 人) 増)
- 雇用されている障害者の数は **471.0 人** (対前年比 6.8% (30.0 人) 増)
- 実雇用率は **4.07%** (対前年比 0.08 ポイント増)
- 法定雇用率達成企業の割合は **57.4%** (対前年比 5.4 ポイント増)

### 【公的機関】

#### (法定雇用率 2.8%が適用される機関:市町村長部局 等)

- 対象となる機関:18 機関
- 雇用されている障害者の数は **81.0 人** (対前年比 5.5 人減)
- 実雇用率は **2.03%** (対前年比 0.29 ポイント減)
- 法定雇用率達成機関の割合は **61.1%** (対前年比 11.1 ポイント増)

#### (法定雇用率 2.7%が適用される機関:都道府県の教育委員会 等)

- 対象となる機関:1 機関
- 雇用されている障害者の数は **6.0 人** (対前年比 同一)
- 実雇用率は **3.48%** (対前年比 0.20 ポイント減)
- 法定雇用率達成機関の割合は **100.0%** (対前年比 同一)

## II 一般の民間企業における雇用状況

### 1 障害種別の雇用障害者数の推移【ハローワーク滝川】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
対象企業数	96	95	92	102	108
対象労働者数	11,293.5	10,792.5	10,701.0	11,044.5	11,560.5
雇用障害者全数	363.0	398.5	408.0	441.0	471.0
身体障害者	180.5	167.5	168.0	176.0	178.5
知的障害者	149.0	192.5	198.0	208.0	225.0
精神障害者	33.5	38.5	42.0	57.0	67.5
雇用率(%)	3.21	3.69	3.81	3.99	4.07

## 2 障害者の雇用状況【法定雇用率 2.5%】

区分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
滝川	7年	企業 108	人 11,560.5	人 471.0	% 4.07	企業 62/108	% 57.4
	6年	102	11,044.5	441.0	3.99	53/102	52.0
北海道	7年	4,365	723,554.0	18,579.5	2.57	2,146/4,365	49.2
	6年	4,218	684,930.0	18,048.0	2.64	2,088/4,218	49.5
全国	7年	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41	55,434/120,467	46.0
	6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	53,875/117,239	46.0

注)

- ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除了いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。  
なお、令和6年4月より特定短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

## 3 障害種別の雇用状況

区分		① 障害者の数	②身体障害者の数					
			A. 重度身体 障害者	B. 重度身体障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外の 身体障害者	D. 重度以外の 身体障害者で ある 短時間労働者	E. 重度身体障 害者である特 定短 時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$
滝川	7年	人 471.0	人 38	人 8	人 91	人 6	人 1	人 178.5
	6年	441.0	38	4	93	6	0	176.0
北海道	7年	18,579.5	2,688	399	3,814	553	240	9985.5
	6年	18,048.0	2,593	412	3,787	595	184	9774.5
全国	7年	704,610.0	108,818	13,332	131,727	16,201	6,238	373,914.5
	6年	677,461.5	107,220	13,040	130,667	16,593	5,011	368,949.0

区分		③知的障害者の数					
		A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者で ある短時間労働者	C. 重度以外の 知的障害者	D. 重度以外の知 的障害者である 短時間労働者	E. 重度知的障害 者である特定短 時間労働者	F. 計 A× 2+B+C+ D×0.5+E× 0.5
滝川	7年	人 7	人 1	人 203	人 13	人 1	人 225.0
	6年	人 6	人 1	人 188	人 13	人 1	人 208.0
北海道	7年	225	74	4,065	1,001	49	5,114.0
	6年	233	82	3,934	1,059	38	5,030.5
全国	7年	23,047	4,425	99,821	22,610	1,017	162,153.5
	6年	22,915	4,469	95,510	22,965	1,008	157,795.5

区分		④精神障害者の数			
		A 精神障害者	B 精神障害者である短時間 労働者	C 精神障害者である特定短 時間労働者	D 計 A+B+C×0.5
滝川	7年	人 57	人 10	人 1	人 67.5
	6年	人 51	人 5	人 2	人 57.0
北海道	7年	2,483	851	292	3,480.0
	6年	2,283	862	196	3,243.0
全国	7年	124,193	38,863	10,972	168,542.0
	6年	109,827	36,902	7,976	150,717.0

注)

- ①欄の「障害者の数」とは、②③F 欄及び④D 欄の計である。
- 法令上、②③A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、②③F 欄の「計」を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 法令上、②③D 欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」並びに②③E 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③F 欄及び④D 欄の「計」を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、②③④B 欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- ②③AC 欄及び④A 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③BD 欄及び④B 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③E 欄及び④C 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

### Ⅲ 地方公共団体における障害者の在職状況

#### 1 法定雇用率 2.8%が適用される機関の状況(市町村長部局 等)

区分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 達成 割合
滝川	7年	機関 18	人 3,998.0	人 81.0	% 2.03	機関 11/18	% 61.1
	6年	18	3,729.0	86.5	2.32	9/18	50.0
北海道	7年	227	86,040.0	2,237.5	2.60	136/227	59.9
	6年	222	80,469.5	2,164.0	2.69	136/222	61.3
全国	7年	2,681	2,180,983.5	61,112.5	2.80	1,908/2,681	71.2
	6年	2,700	2,064,209.5	58,892.0	2.85	1,962/2,700	72.7

#### 2 法定雇用率 2.7%が適用される機関の状況(都道府県の教育委員会 等)

区分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用 率	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 達成 割合
滝川	7年	機関 1	人 172.5	人 6.0	% 3.48	機関 1/1	% 100.0
	6年	1	163.0	6.0	3.68	1/1	100.0
北海道	7年	6	38,805.5	985.0	2.54	3/6	50.0
	6年	6	38,879.5	952.5	2.45	3/6	50.0
全国	7年	94	803,974.0	18,550.5	2.31	40/94	42.6
	6年	93	728,083.5	17,719.0	2.43	50/93	53.8

注)

- ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。  
なお、令和6年4月より特定短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 法定雇用率2.8%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関(企業局、議会事務局及び警察等)、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会である。
- 法定雇用率2.7%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等教育学校の教職員の任命権者である教育委員会である。
- 法定雇用率2.8%適用機関の全国の数値については、国の機関(行政・立法・司法機関)が含まれる。

### 3 障害種別の雇用状況

#### (1) 法定雇用率 2.8%が適用される機関の状況(市町村長部局 等)

区分		① 障害者の数	②身体障害者の数					
			A. 重度身体 障害者	B. 重度身体障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外の 身体障害者	D. 重度以外の 身体障害者で ある 短時間労働者	E. 重度身体障害 者である特定短 時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$
滝川	7年	人 81.0	人 20	人 1	人 21	人 2	人 0	人 63.0
	6年	人 86.5	人 24	人 1	人 19	人 1	人 0	人 68.5
北海道	7年	人 2,237.5	人 553	人 38	人 637	人 44	人 4	人 1,805.0
	6年	人 2,164.0	人 548	人 40	人 598	人 51	人 3	人 1,761.0
全国	7年	人 61,112.5	人 12,819	人 1,227	人 15,496	人 1,708	人 225	人 43,327.5
	6年	人 58,892.0	人 12,682	人 1,211	人 15,324	人 1,702	人 184	人 42,842.0

区分		③知的障害者の数					
		A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者で ある短時間労働者	C. 重度以外の 知的障害者	D. 重度以外の知 的障害者である 短時間労働者	E. 重度知的障害 者である特定短 時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$
滝川	7年	人 1	人 0	人 5	人 2	人 0	人 8.0
	6年	人 1	人 0	人 5	人 2	人 0	人 8.0
北海道	7年	人 2	人 0	人 67	人 12	人 0	人 77.0
	6年	人 2	人 0	人 59	人 11	人 0	人 68.5
全国	7年	人 161	人 48	人 1,834	人 383	人 11	人 2,401.0
	6年	人 150	人 55	人 1,716	人 366	人 13	人 2,260.5

区分		④精神障害者の数			
		A 精神障害者	B 精神障害者である短時間 労働者	C 精神障害者である特定短 時間労働者	D 計 $A + B + C \times 0.5$
滝川	7年	人 10	人 0	人 0	人 10.0
	6年	人 9	人 1	人 0	人 10.0
北海道	7年	人 317	人 35	人 7	人 355.5
	6年	人 298	人 34	人 5	人 334.5
全国	7年	人 12,745	人 2,514	人 250	人 15,384.0
	6年	人 11,507	人 2,199	人 167	人 13,789.5

(2) 法定雇用率 2.7%が適用される機関の状況(都道府県の教育委員会 等)

区分		① 障害者の数	②身体障害者の数					
			A. 重度身体 障害者	B. 重度身体障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外の 身体障害者	D. 重度以外の 身体障害者で ある 短時間労働者	E. 重度身体障 害者である特定短 時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C +$ $D \times 0.5 + E \times$ 0.5
滝川	7年	人 6.0	人 1	人 0	人 2	人 0	人 0	人 4.0
	6年	6.0	1	0	2	0	0	4.0
北海道	7年	985.0	261	1	256	4	2	782.0
	6年	952.5	259	1	260	2	3	781.5
全国	7年	18,550.5	3,931	267	4,415	379	92	12,779.5
	6年	17,719.0	3,887	243	4,353	355	70	12,582.5

区分		A. 重度知的障害者	③知的障害者の数					
			B. 重度知的障害者で ある短時間労働者	C. 重度以外の 知的障害者	D. 重度以外の知 的障害者である 短時間労働者	E. 重度知的障 害者である特定短 時間労働者	F. 計 $A \times$ $2 + B + C +$ $D \times 0.5 + E \times$ 0.5	
滝川	7年	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	6年	0	0	0	0	0	0	0
北海道	7年	0	0	52	0	0	0	52.0
	6年	0	0	27	0	0	0	27.0
全国	7年	96	10	889	135	2	1,159.5	
	6年	92	14	794	127	1	1,056.0	

区分		④精神障害者の数			
		A 精神障害者	B 精神障害者である短時間 労働者	C 精神障害者である特定短 時間労働者	D 計 A+B+C × 0.5
滝川	7年	人 2	人 0	人 0	人 2.0
	6年	2	0	0	2.0
北海道	7年	151	0	0	151.0
	6年	144	0	0	144.0
全国	7年	4,018	574	39	4611.5
	6年	3,533	536	23	4080.5

注)

- ①欄の「障害者の数」とは、②③F 欄及び④D 欄の計である。
- 法令上、②③A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、②③F 欄の「計」を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 法令上、②③D 欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」並びに②③E 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③F 欄及び④D 欄の「計」を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③④B 欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- ②③AC 欄及び④A 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③BD 欄及び④B 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③E 欄及び④C 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

## ◎ (集計結果を踏まえた)ハローワーク滝川の取組み

### 【民間企業に対する取組み】

- 令和7年4月より除外率が10%引き下げられたことで対象労働者が増加しましたが、雇用されている障害者数が増加したこと、実雇用率は増加し、結果として、法定雇用率を達成した企業数及び法定雇用率達成割合は前年度より増加しました。障害者を取り巻く雇用情勢は改善の傾向にあると考えられます。しかしながら、管内の42.6%の企業は雇用率未達成企業であり、依然として厳しい状況にあることは変わりなく、また、令和8年7月より法定雇用率が現在の2.5%から2.7%に引き上げられることから、引き続き未達成企業への働きかけ等を通じた雇用環境の改善に取り組みます。
- 障害者雇用の拡大に向けては、福祉施設、障害者支援機関、医療機関等の関係機関と連携した就労支援（チーム支援）の連携に努めています。
- 具体的な支援策としては、個々の求職者ニーズに応じた個別求人開拓や、採用後のミスマッチ回避を目的とした事前の職場実習、安定した職場定着に向けたジョブ・コーチ支援（障害者職業センター、就業・生活支援センター）、採用事業所に対する各種助成金制度（障害者トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金等）の活用等により、求職者、求人者双方のニーズに沿った支援を進めています。

### 【公的機関に対する取組み】

- 令和7年4月より除外率が10%引き下げられたことで対象職員数が増加したなかで、雇用されている障害者数が減少し、法定雇用率を達成した機関数が、昨年の10機関から12機関に増加し一部改善は見られるものの、実雇用率は低下する結果となり、障害者を取り巻く雇用情勢の改善は見られませんでした。令和8年7月より法定雇用率が現在の2.8%から3.0%（一部の教育委員会は2.7%から2.9%）に引き上げられ、公的機関は民間企業に対して率先垂範していく立場にあることから、雇用率未達成機関への継続した達成指導のほか、達成機関においても、一層の働きかけを行うことで更なる雇用環境改善に努めます。
- 支援策としては、法律で定める障害者の雇用数を速やかに確保するよう指導するとともに、障害者雇用の隘路の解消に向けたアドバイスや、ハローワークと医療・福祉関係機関との連携による「チーム支援」の実施等により、未達成機関における障害者雇用の取組みを幅広く支援していきます。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る)である。

- 一般の民間企業(対象労働者数40.0人以上規模の企業) …… 2.5%  
令和8年7月より 2.7% (対象労働者数37.5人以上の規模の企業)へ引き上げられます。
- 独立行政法人等(対象労働者数36.0人以上の規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等)…………… 2.8%  
令和8年7月より 3.0% (対象労働者数33.5人以上の規模の独立行政法人等)へ引き上げられます。
- 国、地方公共団体…………… 2.8%  
(対象職員数36.0人以上規模の機関)  
令和8年7月より 3.0% (対象労働者数33.5人以上の規模の機関)へ引き上げられます。
- 都道府県の教育委員会等…………… 2.7%  
(対象職員数37.5人以上規模の機関)  
令和8年7月より 2.9% (対象労働者数34.5人以上の規模の機関)へ引き上げられます。

※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当面の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導

### ○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

### ○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

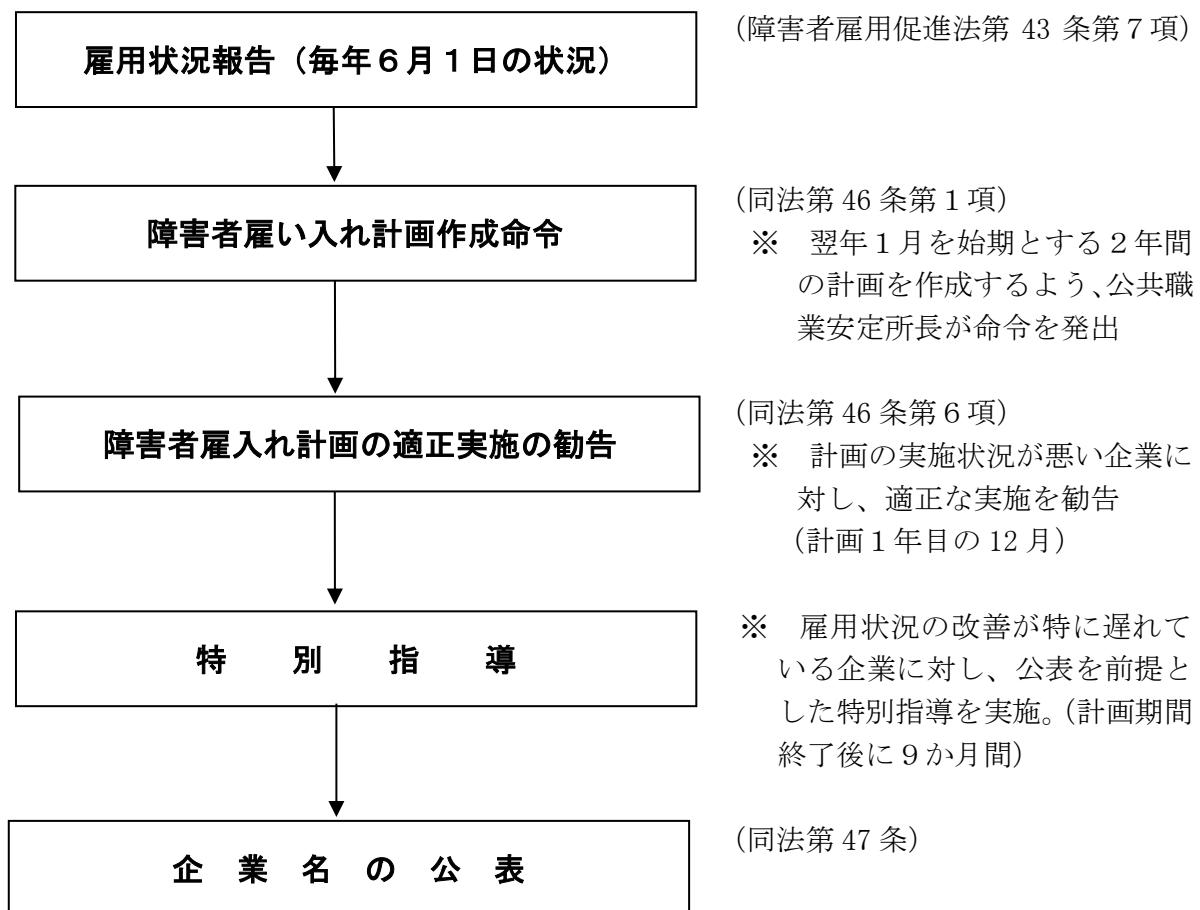
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数  $\geq$  不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和6年 2.41%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人（対象労働者数 120人以上 200人未満規模の企業）であつて、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

## ◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



### 【指導実績】

#### 1 令和6年度の実績（全国及び全道値）

- \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社（うち、北海道 21社）
- \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社（うち、北海道 3社）
- \* 特別指導の実施 37社（うち、北海道 5社）

#### 2 障害者雇入れ計画を実施中の企業（令和6年度） 338社（うち、北海道 35社）

#### 3 企業名の公表実績（全国値）

- 18年度:2社 / 19年度:1社（再公表） / 20年度:4社
- 21年度:7社（うち1社は再公表） / 22年度:6社（うち2社は再公表）
- 23年度:3社（うち1社は再公表） / 24年度:0社 / 25年度:0社
- 26年度:8社 / 27年度:0社 / 28年度:2社 / 29年度:0社
- 30年度:0社 / 令和元年度:0社 / 令和2年度:1社 / 令和3年度:6社
- 令和4年度:5社（うち3社は再公表） / 令和5年度 1社（再公表） / 令和6年度 0社

事業主の  
皆様へ

## 障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

### STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- ・ 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- ・ 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- ・ 障害者雇用を具体的にイメージするための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内



※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります

### STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- ・ 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- ・ 労働条件や求人募集方法についてのご相談
- ・ 受け入れの体制を整えるための情報提供

### STEP 3 採用・雇入れ～そして定着へ

- ・ 雇入れ後にご利用いただける各種助成金制度
- ・ 各種支援機関と連携した定着支援  
(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などとのケース会議や、ジョブコーチ支援など)



滝川公共職業安定所  
連絡先:0125-22-3416